

議案第51号	三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
クリーンセンター	粗大ゴミ収集・運搬に係る手数料の金額を当該条例の委任に基づき規則において規定しているが、より適切に規定するため、当該条例において規定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 粗大ゴミ収集・運搬に係る手数料の金額を当該条例の委任に基づき規則において規定しているが、より適切に規定するため、当該条例において規定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法第227条（手数料）
地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則）

【改正内容】 市が収集し、又は運搬する粗大ごみの手数料に係る条例での規定（第11条、別表関係）

●第11条第1項の表【現行】

種別	取扱区分	手数料
省略		
上記3種以外の一般廃棄物	一般家庭から搬出される粗大ごみを市が収集、運搬、処理するとき	1立方メートルにつき1,100円の割合で計算して得た額。ただし、品目ごとの手数料は、これに準じて規則で定める。
	市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに 90円

【改正案】

種別	取扱区分	手数料
省略		
上記3種以外の一般廃棄物	一般家庭から搬出される粗大ごみを市が収集、運搬、処理するとき	別表に規定する額
	市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに 90円

条例にて規定！

●その他

第11条第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げる。

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 特になし

【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定